

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	地域共生社会の実現に向けた、複合化する生活課題への支援活動を行う団体のネットワーク形成・機能強化支援事業
団体名：	社会福祉法人 中央共同募金会
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの 規程類	提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1) 開催時期・頻度	・ 評議員会規則 ・ 定款	公募申請時に提出	定款	第12条	
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条	
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条	
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第13条	
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第11条	
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第14条	
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第15条	
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に關 する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第14条	
●理事会の構成					
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	社会福祉法	第44条（役員の資格 等）第6項	
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	社会福祉法施行規則	第2条の10	
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1) 開催時期・頻度	・ 定款 ・ 理事会規則	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	1①	
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第30条	
(3) 招集理由		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	1①	
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第30条	
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条	
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第31条	
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第32条	
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行 う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条	
●理事の職務権					
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規 程	公募申請時に提出	理事職務権限規程	第3条	
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して ください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	全文	
●役員及び評議					
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の 報酬等並びに費用 に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に關 する規程	第4条	
(2) 報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に關 する規程	第4条第3項	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第1条
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第2条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第5条第1項
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第4条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第6条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第7条
● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・ 倫理規程 ・ 理事会規則 ・ 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・ 就業規則 ・ 審査会議規則 ・ 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第5条第3項、第4項
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第5条第2項
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款 倫理・コンプライアンス規程	第18条 第5条第1項
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第8条
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第8条第3項
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理・コンプライアンス規程	第8条第5項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプライン）規程	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	3③
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	3③
● 組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条、第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理（決裁）		公募申請時に提出	文書処理規程	全文
● 職員の給与等				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	事務局職員給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	事務局職員給与規程	第3条、第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務決裁規程	全文
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書保存規程	第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書保存規程	第7条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程内規	第4条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	2
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	2
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	2
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	内部管理体制の基本方針	2
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第12条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条、第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第4章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第10章

社会福祉法人中央共同募金会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、たすけあいの精神を基調として、全国的視野における社会福祉事業及びその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金運動の全国的企画
- (2) 共同募金運動の機運の醸成及び啓発宣伝
- (3) 共同募金運動の資料の収集及び調査研究
- (4) 都道府県共同募金会の連絡・調整
- (5) 2都道府県以上にまたがる寄附金の受入及び調整
- (6) 全国的視野に立つ寄附金の募集及び配分
- (7) 全国社会福祉協議会との連絡
- (8) 受配者指定寄附金の受入及び審査
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他この法人の目的達成のため必要な事項

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人中央共同募金会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、全国的もしくは広域的な視野のもとに地域福祉の向上に資するための助成事業及び災害時支援のための取組を行うものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、東京都千代田区霞が関3丁目3番2号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 5 3 名以上 5 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。推薦の提案は、別に定める「評議員選任規程」に基づいて行うこととする。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める「評議員選任・解任委員会運営細則」によるものとする。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員にはその費用を弁償することができる。
- 3 前項に必要な事項は、評議員会で別に定める。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散及び合併
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上17名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、副会長1名及び常務理事をもって業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事並びに会計監査人の各候補者の推薦の提案は、別に定める「理事及び監事並びに会計監査人選任規程」に基づいて、理事会が行うこととする。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。業務執行理事となる副会長の選定も同様とする。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

5 会長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第 5 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第26条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の重要な業務に関し、会長の諮問に答え、又は助言する。
- 4 任期については、役員の任期に準じる。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に答える。

第 6 章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 会長及び業務執行理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事となる副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときには議長の決するところによる。

- 2 前項において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一

般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産と収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 20万円也

(2) 建物 東京都千代田区霞が関三丁目13番地、9番地1、14番地1に所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下3階付20階建56,519.24平方メートルのうち5階部分250.40平方メートル

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次に各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及

び評議員会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第４１条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第 ８ 章 公益を目的とする事業

（種別）

第４２条 この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

- （１）公益信託受託運営事業
- （２）助成推薦業務受託事業
- （３）東日本大震災の震災遺児支援事業

２ 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

第 ９ 章 収益を目的とする事業

（種別）

第４３条 この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

- （１）貸室事業

２ 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

（収益の処分）

第４４条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 １０ 章 解散

（解散）

第４５条 この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意のうえ、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意のうえ、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第47条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の決議により、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人中央共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長	中 川 望		
常務理事	青 木 秀 夫		
理 事	半 沢 洵	吉 田 英 一	村 田 三 郎
	高 橋 信 美	高 橋 龍太郎	川 口 莊二郎
	嵯 峨 保 二	三 輪 常次郎	有 本 健三郎

		杉	道	助		蜂	谷	初四郎		山	本	義	孝
		大	山	利	八	脇	山	勘	助	松	岡	駒	吉
		中	村	元	督	山	口	安	憲				
監	事	瀧	川	清	一	吉	阪	俊	蔵	石	川	栄	一

附 則

昭和27年	5月20日	認 可
昭和29年	4月27日	一部変更認可
昭和32年	7月16日	同
昭和32年11月	30日	同
昭和34年	6月4日	同
昭和34年	9月22日	同
昭和35年	8月10日	同
昭和36年	6月28日	同
昭和47年	9月29日	同
昭和50年	6月16日	同
昭和59年	8月1日	一部変更届出
昭和59年	9月27日	同
昭和59年	9月27日	一部変更認可
昭和62年	8月13日	一部変更届出
昭和62年	9月8日	一部変更認可
平成14年	5月17日	一部変更認可
平成19年	3月30日	一部変更認可
平成20年11月	7日	一部変更認可
平成25年	3月26日	一部変更認可
平成26年	8月1日	一部変更届出
平成29年	2月1日	一部変更認可（平成29年4月1日から施行）

履歴事項全部証明書

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
社会福祉法人中央共同募金会

会社法人等番号	0100-05-001040		
名 称	社会福祉法人中央共同募金会		
主たる事務所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号		
法人成立の年月日	昭和23年11月19日		
目的等	1. この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、全国的視野における社会福祉事業及びその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。 (1) 共同募金運動の全国的企画 (2) 共同募金運動の機運の醸成及び啓発宣伝 (3) 共同募金運動の資料の収集及び調査研究 (4) 都道府県共同募金会の連絡・調整 (5) 2都道府県以上にまたがる寄附金の受入及び調整 (6) 全国的視野に立つ寄附金の募集及び配分 (7) 全国社会福祉協議会との連絡 (8) 受配者指定寄附金の受入及び審査 (9) 民間社会福祉資金の総合的調整 (10) その他この法人の目的達成のため必要な事項 2. この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の公益事業を行う。 (1) 公益信託受託運営事業 (2) 助成推薦業務受託事業 (3) 東日本大震災の震災遺児支援事業 3. この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の収益事業を行う。 (1) 貸室事業 平成29年 4月 1日変更 平成29年 7月 4日登記		
役員に関する事項	理事長 齋藤 十 朗	平成29年 6月22日就任	
		平成29年 7月 4日登記	
		令和 1年 6月24日退任	
		令和 1年 7月 8日登記	

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
社会福祉法人中央共同募金会

	理事長 清 家 篤 理事長 清 家 篤	令和 1年 6月24日就任
		令和 1年 7月 8日登記
		令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 7月30日登記
資産の総額	金45億3106万7553円 平成30年 3月31日変更	平成30年 6月28日登記
	金47億6025万9134円 平成31年 3月31日変更	令和 1年 7月 8日登記
	金51億5285万3762円 令和 2年 3月31日変更	令和 2年 8月 5日登記
	金51億7742万8526円 令和 3年 3月31日変更	令和 3年 7月30日登記
	金54億6755万9273円 令和 4年 3月31日変更	令和 4年 6月27日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年11月 8日
東京法務局
登記官

小山田 実

